

島根県建築工事契約数量試行要領

平成 23 年 9 月 6 日 営第 392 号
平成 25 年 7 月 10 日 営第 302 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、島根県が発注する建築工事（総務部営繕課及び土木部建築住宅課が所管するものに限る。）に係る契約数量の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 契約数量内訳書 契約変更の対象である旨を明示した内訳書のことをいい、建築工事に係る設計図書として扱う。
- 二 参考数量内訳書 建築工事積算数量公開要領（平成 16 年 4 月 1 日付け 営第 60 号）に基づき公開する建築工事積算数量の内訳書のことをいい、建築工事に係る設計図書として扱わない。
- 三 契約数量 契約数量内訳書に記載された数量をいう。

(適用の材料)

第 3 条 契約数量の対象とする材料は、別表 1（は）欄に掲げるものであって、同表（い）欄に掲げる工種の区分に応じて、同表（ろ）欄に掲げる箇所に使用するものとする。

(適用の対象)

第 4 条 契約数量の対象工事は、原則として次に掲げるものとする。

- 一 請負対象額が 1 億 5 千万円以上であること。
 - 二 建設工事の種類が建築一式工事（新築、増築及び改築に限る。）であること。
 - 三 前条に規定する材料のいずれかを使用するものであること。
- 2 前項の請負対象額は、新築、増築及び改築に要する工事費の合計とする。

(実施の方法)

第 5 条 契約数量の実施にあたっては、現場説明書に契約数量の対象工事である旨を記載するとともに、現場説明書の別表として契約数量内訳書（様式 1）を添付する。

2 契約数量内訳書には、対象材料の名称、規格・仕様及び積算数量並びに契約数量に係る契約上の取り扱いについて記載する。

(積算数量)

第 6 条 契約数量は、契約数量内訳書を除く設計図書（以下、「設計図書（数量除く。））」と

いう。) から公共建築数量積算基準に基づき計測・計算した積算数量とする。

(契約数量に対する質疑)

第7条 入札参加者からの契約数量に対する質疑は、設計図書の内容に対する質疑として扱い、その質疑回答書も設計図書の一部として扱う。

(契約数量の変更)

第8条 設計図書(数量除く。)の変更がない場合、契約数量は変更しない。ただし、契約後に疑義が生じ、発注者及び受注者の双方で設計図書(数量除く。)と契約数量が一致しないことが確認できた場合は、この限りではない。

2 設計図書(数量除く。)の変更があった場合及び前項ただし書の場合は、発注者が算出した積算数量を受注者が確認し、契約数量を変更する。

(施工確認)

第9条 契約数量の施工確認は、竣工検査時の設計図書(数量除く。)を満たす出来形の確認をもって行う。

2 受注者は、前条第2項により契約数量を変更した箇所の施工にあたり、原則、監督職員の立会いを求めることとする。ただし、監督職員の立会いが困難である場合にあっては、写真等により確認できるように管理することができる。

(附則)

この要領は、平成23年9月6日以降に入札公告する工事に適用する。

この要領は、平成25年7月10日以降に入札公告する工事に適用する。

別表 1

(い)	(ろ)	(は)
工 種	適用箇所	対象材料
鉄筋	躯体	異形鉄筋 等
コンクリート	躯体	普通コンクリート 等
鉄骨	本体鉄骨 (※)	形鋼、鋼板 等 (ボルト等除く。)

※ 公共建築数量積算基準第4編第4章第1節に基づく柱、梁及びブレースをいい、附帯鉄骨は含まない。

〇〇〇〇（建築）工事

現場説明書（別表）
契約数量内訳書

【契約数量内訳書の取扱いについて】

- 契約数量内訳書には、材料名称、規格・仕様、積算数量に係る事項について掲載している。
- 契約数量内訳書は、設計図書の一部であり、記載される数量は契約事項として位置付けられた契約数量である。
- 契約数量内訳書に記載の契約数量は、契約数量内訳書を除く設計図書（以下「設計図書（数量除く。）」という。）から公共建築数量積算基準に基づき計測・計算した数量である。
- 入札参加者からの契約数量に対する質疑は、設計図書の内容に対する質疑であり、その質疑回答書も設計図書の一部となる。
- 設計図書（数量除く。）の変更がない場合、契約数量は変更しない。ただし、契約後に疑義が生じ、発注者及び受注者双方で設計図書（数量除く。）と契約数量が一致しないことが確認できた場合は、この限りではない。
- 設計図書（数量除く。）の変更があった場合、発注者が算出した積算数量を受注者が確認し、契約数量を変更する。
- 契約数量の施工確認は、竣工検査時の設計図書（数量除く。）を満たす出来形の確認を持って行う。

【補足事項】

- 「鉄筋」及び「鉄骨」の契約数量は、公共建築数量積算基準に基づく所要数量（定尺寸法による切り無駄や、施工上やむを得ない損耗を含んだ数量）である。
- 「鉄筋」及び「鉄骨」の契約数量には、梁貫通孔補強のための鉄筋及び鋼材は含まない。
- 「コンクリート」の材料の規格・仕様における強度は、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成22年版」6.1.4設計基準強度（ F_c ）の強度であり、6.4.5（b）構造体強度補正值（ S ）は含まない。
- 出来形の確認方法は、完了時に確認できない部分については配筋検査、型枠検査、建方検査などの際に行うものとする。